

△道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟くも

道路行政に當る人々の知

らざるべからざることは

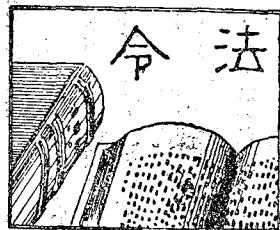
凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる

疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意

なく質問あらん事を望む



### ◎運輸營業自動車ノ許可ニ關スル件

(昭和二年八月二十六日)  
逓信省訓令第一號

一定ノ路線ニ據リ自動車ヲ以テスル運輸營業ニシテ左記各號ノ  
一一該當スルモノヲ許可セムトスルトキハ起業ノ大要ナ具シ豫メ  
本大臣ニ稟伺スヘシ營業ノ讓渡、相續若ハ廢止又ハ路線ノ新設、  
廢止若ハ變更ヲ許可セムトスルトキモ亦同シ

一 路線ノ總哩程二十哩以上ノモノ

二 府縣廳所在地(近郊地ヲ含ム)又ハ市制施行地(近郊地ヲ含)

△相互間ヲ連絡スルモノ

三 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市内ニ  
於テ營業スルモノ

四 鐵道軌道其ノ他一定ノ路線ニ據ル交通機關トノ競争線ト日  
スヘキモノ

(昭和二年九月二日付土木局長<sup>15</sup>農土一四號)

道廳長官各府縣知事各土木出張所長宛

### ◎土地收用法上ノ關係人ニ關スル件通牒

土地收用法第五條ニ規定スル關係人ハ收用又ハ使用スヘキ土地

若ハ其ノ土地ニ在ル建物ニ關シ権利ヲ有スル總テノ者ヲ指稱シ其

ノ権利ニ付登記ヲ爲シタルト否トヲ問ハサルコトニ省議決定候條

爲念及通牒候

### ◎運輸營業自動車ノ許可ニ關スル稟伺

(昭和二年八月二十六日郵業第八四三號)  
各地方長官宛遞信省郵務局長通牒

近來乘合自動車等ノ發達顯著ニシテ陸運上重要ナル地位ヲ占ム

ルニ至レルノ現状ニ鑑ミ別途遞信省訓令第一號ノ通定メラレ候條  
之方稟伺其ノ他ノ手續ハ左記ニ準據シ御處理相成度

記

一 本年八月遞信省訓令第一號ノ稟伺書ニハ申請書添附書類及圖

面ノ寫並許可ニ關スル命令書案ヲ添ヘ左ノ各號ノ事項ヲ詳細

取調意見ヲ具申セラルヘシ

(イ) 起業ノ組織

(ロ) 起業能力

申請書ハ其ノ職業資力信用ノ程度等ニ徵シ起業遂行ノ見込

ミアルモノナリヤ否、必要ノ場合ニハ申請者ノ職業資力信

用程度等ニ關スル調書ヲ具申書ニ添付セラルゴト

公共團體ノ起業ニ在リテハ該資金調達ノ方法及確否

(ハ) 事業ノ確否

土地ノ狀況需用ノ程度等ニ徵シ該事業ハ豫定ノ收入ヲ得テ

確實ニ維持繼續シ得ヘキ見込アリヤ否ヤ

(三) 事業施設ノ主タル目的又バ事業施設ヲ必要トスル事由

(ホ) 他ノ交通機關トノ關係

事業經營地附近ニ於テ他ニ之下競争スヘキ既許可ノ鐵道軌

道其ノ他ノ交通機關ノ申請若ハ計劃中ノモノアルトキハ該

交通機關トノ關係及比較並同種ノ事業者ニ付テハ妥協合同

等ノ見込ノ有無他ノ交通機關トノ連絡  
(ヘ) 沿道ノ住民又ハ公共團體ニ於テ右施設ニ關シ故障ヲ唱フルキ否  
沿道ノ住民又ハ公共團體ニ於テ右施設ニ關シ故障ヲ唱フルキ否  
(ト) 其ノ他意見ヲ附スヘキ必要アリト認ムル事項

二 路線ノ新設又ハ變更ニ因リ訓令左記各號ノ一ニ該當スルニ至  
ル場合ニ於テハ訓令第一項ニ依リ稟伺セラルヘシ

三 訓令左記第一號ノモノト羅單ニ一市町村内ニ於テ營業スルニ  
止ルモノハ稟伺セラル、ニ及バス

四 訓令左記第三號ノモノハ六大都市内外ニ亘リ營業スルモノヲ  
モ含ムモハト諒知アリタシ

五 一定ノ路線ニ據リ自動車ヲ以テスル運輸營業ニ關シ規定ヲ制  
定改廢セラレタルトキハ遲滞ナク其ノ寫ヲ添ヘ遞信大臣ニ報

告セラルヘシ  
六 稟伺ニ係ル事項ヲ許可セラレタルトキハ其ノ都度之ヲ報告セ  
ラルヘシ  
(イ) 商號又ハ名稱  
(ロ) 資本金ノ額

七 將來一定ノ路線ニ據リ自動車ヲ以テスル運輸營業ニシテ稟伺

チ要セサルモノヲ許可セラレタルトキハ其ノ都度左ノ事項ヲ

報告セラルヘシ

(ヘ)路線ノ名稱、起點、終點及經過地

(ミ)自動車ノ種類、定員又ハ積載定量及輛數

(ホ)運輸期間及時刻

(ヘ)料金表

(ト)許可ノ年月日

八 前號ノ運輸營業ニ付營業ノ譲渡、相續若ハ廢止又ハ路線ノ新設廢止若ハ變更ヲ許可セラレタルトキハ六月及十二月末ニ新

切リ其ノ旨報告セラルヘシ

### 質 疑 應 答

問 道路敷地に充つる爲寺院が貸付を受けてゐる官有の

寺院境内地を收用する事が出来るか御示しを乞ふ(京都府)  
答 國有地を收用することが出来るか否かは學者間議論の存する所であるが、私は公用財産又は公用財産に屬せざる限りは收

用出来るものとの見解を探つてゐる(拙著土木行政五六〇頁 従つて肯定するのであるが、質問の土地を道路敷とするには各種の方

法を考査することが出来る、一は國有財產法第十八條に依つて寺院に對する貸付契約を解除し、夫れを同法第十六條の規定に依つて道路管理者に貸付を受くる方法と、一は寺院の有する官有地使

用権も一種の私権であるから、其の私権を土地收用法の規定に依つて收用し寺院の有する使用権を道路管理者が取得した上國有財產法第十六條に依つて貸付を受くる方法とある、故に以上述べた三方法に依つて質問に係る要求を充すことが出来る(田中幹事)

問 復興事業として執行する道路の占用は何人が許可すべきや(復興局)

答 復興事業として執行する道路には、道路法の支配を受けてゐる道路と、然らざる道路との二種類があつて、前者に關しては勿論道路法の規定する所に依らなければならんのであるが、是等の道路工事を復興局長官が執行する法律關係は餘り明確では無い、併し内務省從來の見解に依ると、道路法と特別都市計畫法とは並立適用さるものとする解釋であるから、復興局長官は道路管理者と爲るのでは無いが、道路管理者の権限に屬する道路工事を執行するだけの権限を有し、其の他の事項に關しては道路管理者が権限を有するものと解釋するのが適當である、從て質問の場合占用する道路が道路なるときは、道路管理者の許可を受くることを要するのである、反之道路法に關係のない道路は、將來新に道路と爲るべきものに關する道路法の手續も亦未濟のものであるから、道路法の支配外に在つて、復興局長官の指示する所に従つて措置することを要するのである(田中幹事)